



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

118	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	1
119	〃	(〃).....	2
120	〃	(〃).....	2
121	〃	(〃).....	2
122	〃	(〃).....	3
123	〃	(〃).....	3
124	〃	(〃).....	4
125	〃	(〃).....	4
126	〃	(〃).....	4
127	〃	(〃).....	5
128	〃	(〃).....	5
129	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課).....	5
130	生活保護法による指定医療機関の変更	(福祉保健総務課).....	7
131	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	8
132	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(〃).....	8
133	保安林の皆伐面積の公表	(森林整備課).....	8
*134	昭和50年和歌山県告示第164号(河川の区域の指定)の一部改正	(河川課).....	9
135	廃川敷地の発生	(〃).....	9
136	道路の位置の指定	(都市政策課).....	9
137	平成23年度和歌山県立図書館資料納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	10
○ 公告			
	入札公告	(教育委員会).....	11

告 示

和歌山県告示第118号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 調査を行った時期
平成20年4月15日から平成22年8月20日まで

- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年1月21日

和歌山県告示第119号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字御所の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月28日から平成22年9月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字御所の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字御所の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年1月21日

和歌山県告示第120号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字滝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月28日から平成22年9月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字滝の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字滝の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年1月21日

和歌山県告示第121号

和歌山県田辺市本宮町静川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年2月1日

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成19年5月1日から平成22年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町静川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町静川の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年1月21日

和歌山県告示第122号

和歌山県田辺市本宮町上大野・東和田の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成20年4月15日から平成22年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町上大野・東和田の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町上大野・東和田の各一部地区
- 5 認証年月日
平成23年1月21日

和歌山県告示第123号

和歌山県岩出市川尻の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成22年10月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市川尻の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市川尻の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年1月21日

和歌山県告示第124号

和歌山県岩出市波分の地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成22年10月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市波分の地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市波分の地区
- 5 認証年月日
平成23年1月21日

和歌山県告示第125号

和歌山県紀の川市上鞆渕の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成22年11月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市上鞆渕の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市上鞆渕の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年1月21日

和歌山県告示第126号

和歌山県紀の川市西山田・中三谷・西三谷の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成20年8月26日から平成22年11月17日まで
- 3 成果の名称

和歌山県紀の川市西山田・中三谷・西三谷の各一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市西山田・中三谷・西三谷の各一部地区
- 5 認証年月日
平成23年1月21日

和歌山県告示第127号

和歌山県紀の川市穴伏の地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成20年8月26日から平成22年11月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市穴伏の地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市穴伏の地区
- 5 認証年月日
平成23年1月21日

和歌山県告示第128号

和歌山県紀の川市上丹生谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成22年11月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市上丹生谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市上丹生谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年1月21日

和歌山県告示第129号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月1日

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地
名称 和歌山県知事 仁坂吉伸
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町中飯降1317-3
名称 和歌山県立紀北青少年の家
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成23年2月1日から同月22日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及びかつらぎ町役場

別表1

種 類	66の2 (イ)		66の2 (ロ)		66の2 (ハ)	
基 数	1		1		1	
能 力	250人/日		250人/日		250人/日	
工事着手予定年月日	—		—		—	
工事完成予定年月日	—		—		—	
使用開始予定年月日	—		—		—	
使用 時 間 間 隔	7時～19時		24時間		19時～22時	
1日当たりの使用時間	12時間		24時間		3時間	
使用の季節的変動	なし		なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	BOD(mg/ℓ)	200	200	200	200	200
	COD(mg/ℓ)	150	150	150	150	150
	SS(mg/ℓ)	250	250	250	250	250
	n-Hex(mg/ℓ)	40	40	40	40	40
	T-N(mg/ℓ)	100	100	100	100	100
T-P(mg/ℓ)	8	8	8	8	8	8
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)	22	22	7	7	31	31

別表2

種 類	合併浄化槽

能 力	60m ³ /日				
汚水等の処理方式	接触ばっき方式				
工事着手予定年月日	許可後				
工事完成予定年月日	平成23年3月22日				
使用開始予定年月日	平成23年3月22日				
使用時間間隔	連続処理				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動	なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD(mg/ℓ)	200	20	200	20
	COD(mg/ℓ)	150	30	150	30
	SS(mg/ℓ)	250	50	250	50
	n-Hex(mg/ℓ)	40	35	40	35
	T-N(mg/ℓ)	100	45	100	45
	T-P(mg/ℓ)	8	4.5	8	4.5
当該汚水等の1日当たりの通常値及び最大の量(m ³ /日)	60	60	60	60	

別表3

排水口名		排水口 1	排水口 2 雨水排水	排水口 3 プール排水
排水量(m ³ /日)	通常	60	—	0
	最大	60	—	450
pH	通常	5.8~8.6	—	—
	最大	5.8~8.6	—	—
BOD(mg/ℓ)	通常	20	—	—
	最大	20	—	—
COD(mg/ℓ)	通常	30	—	—
	最大	30	—	—
SS(mg/ℓ)	通常	50	—	—
	最大	50	—	—
n-Hex(mg/ℓ)	通常	35	—	—
	最大	35	—	—
T-N(mg/ℓ)	通常	45	—	—
	最大	45	—	—
T-P(mg/ℓ)	通常	4.5	—	—
	最大	4.5	—	—

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
		旧	新	
田歯 29-1	矢田歯科医院	田辺市湊1417-9	田辺市高雄三丁目9番16号	平成 22.11.8
田歯 44-14	ひまわり歯科	田辺市湊小泉1438	田辺市高雄三丁目11番5号	平成 22.11.8

和歌山県告示第131号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3012125 062	ワークメイ ト印南	日高郡印南町印 南4485	就労継続支 援A型	特定なし	株式会社ワ ークメイ	日高郡印南町印 南1741番地の1	平成 23.2.1	平成 29.1.31

和歌山県告示第132号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	障害福祉 サービス の 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
3012300 244	すみれ	児童デイサ ービス	事業所の所在地	新宮市木ノ川703	新宮市木ノ川709	平成 23.1.17

和歌山県告示第133号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成23年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源かん養保安林	3,789.03
紀中地域水源かん養保安林	1,539.52
紀北地域水源かん養保安林	355.47
紀南地域土砂流出防備保安林	835.87

紀中地域土砂流出防備保安林	381.84
紀北地域土砂流出防備保安林	420.72
紀南地域干害防備保安林	9.28
紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	156.20

和歌山県告示第134号

日置川水系に係る二級河川日置川について、昭和50年和歌山県告示第164号（河川の区域の指定）で指定した河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域を次のように変更する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の図面（第5号図面）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域

なお、次の図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第135号

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 河川の名称 二級河川日置川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成23年2月1日
- 3 廃川敷地の位置 西牟婁郡白浜町田野井字中楚431番2地先、字中楚430番2地先、字中楚430番3地先、字中楚428番4地先、字中楚429番地先、字中楚411番2地先、字中楚410番地先、字中楚412番2地先、字中楚409番地先、字中楚407番2地先、字中楚408番地先、字中楚406番2地先、字中楚401番地先、字中楚401番1地先、字中楚405番地先、字中楚403番3地先、404番3地先、同町田野井字山木1332番13地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地 1,384.98㎡

和歌山県告示第136号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3109	橋本市高野口町向島字上嶋9番5の一部、9番7の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社 幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成 23.1.21	6.00	87.15

和歌山県告示第137号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成23年度和歌山県立図書館資料納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 入札に付する事業

平成23年度和歌山県立図書館資料納入業務

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると思われる回答書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表（個人にあっては、青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）

カ 使用印鑑届

キ 納税証明書

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

- (2) (1) のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成23年2月1日（火）から同月17日（木）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は平成23年2月17日（木）までの午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

(2) 日時

平成23年2月8日（火）午後2時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成23年2月9日（水）から同月18日（金）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

- 6 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県立図書館総務課
和歌山市西高松一丁目7番38号
郵便番号 641-0051
電話番号 073-436-9500
ファクシミリ番号 073-436-9501
- 7 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 8 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成23年2月23日（水）までに通知する。
- 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1) の説明は、平成23年3月10日（木）午後5時までに書面により求めるものとする。
 - (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
 - (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成23年3月23日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
 - (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成23年度和歌山県立図書館資料納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成23年2月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 事業年度
平成23年度
 - (2) 調達物品の名称及び数量
和歌山県立図書館納入資料 一式
 - (3) 調達物品の仕様等
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館
田辺市新庄町3353-9
和歌山県立紀南図書館
 - (5) 納入期間
平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項
平成23年和歌山県告示第137号に規定する和歌山県立図書館資料納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館総務課

(2) 日時

平成23年2月1日(火)から同月17日(木)までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成23年2月17日(木)までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

(2) 日時

平成23年2月8日(火) 午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 1階 総務課 会議室

イ 入札日時

平成23年3月24日(木) 午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便により入札書の提出を行う者は、書留郵便により一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成23年3月24日(木) 午後2時までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

入札者は、資料の本体価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に対する納入金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の割合(百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。)を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料予定金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料予定金額」という。)の100分の5以上の額の入札保証金を納

付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、納入資料予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館総務課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成23年2月和歌山県議会において、平成23年度和歌山県当初予算案が議決されなかつ

た場合は、中止し、延期し、又は変更するものとする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : The material delivery business of Wakayama prefectural library : 1 set
- (2) Date and time for tender : 2:00 P.M. Thursday 24 March 2011
- (3) Contact point for the notice : General Affairs Division of Wakayama prefectural library ,
1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City WAKAYAMA 641-0051 Japan
TEL 073-436-9500 (FAX 073-436-9501)